

写

健長第 3766 号
令和 4年12月15日

高齢者施設の管理者 殿

山梨県感染症対策統轄官
山梨県福祉保健部長
(公 印 省 略)

高齢者施設における新型コロナウイルス感染症の 感染者に対する適切な対応について（依頼）

日頃から、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力いただき感謝申し上げます。
さて、新型コロナウイルス感染症に関しては、オミクロン株の特性をふまえ、重症患者など入院治療が必要な患者を優先的に入院とする体制とするといった観点から、軽症者については、高齢者施設における施設内での療養を基本としているところです。

昨今、高齢者施設におけるクラスターの発生が多く、嘱託医、配置医、協力医等（以下「嘱託医等」という）の指示が得られないことにより夜間の救急搬送事例が増加していることから、重点医療機関への負荷がかかるとともに救急医療がひっ迫する懸念が生じています。

つきましては、嘱託医等との連携体制を確認の上、次のことについて早急に御対応いただきますようお願いいたします。

1. 日頃から嘱託医等と連携し、夜間・休日・年末年始の連絡方法等についてあらかじめ確認するとともに施設内で共有すること。
2. 救急搬送となった患者の中には脱水症状による体力低下の者がおり、施設内での補液による対応等で充分との指摘があることから、嘱託医等と相談し補液や酸素投与、投薬などの医療提供や入所者の健康観察について準備すること。
なお、施設が最大限の努力をしても十分に医療が提供できない場合には、管轄保健所に相談されたい。
3. 夜間、体調の変化が生じた場合は、嘱託医等に指示を仰ぎ、対応すること。

(裏面へ)

写

4. 急変時はより速やかな救急対応が必要になることから、利用者の基本情報、既往歴、主治医や内服に関する情報、本人及び御家族 DNAR（延命治療を希望しない）の承諾の有無など、あらかじめ情報を整理し、救急隊員や保健所、医療機関に提供できるよう準備しておくこと。
なお、管轄保健所から示されている様式や施設で利用されている様式がない場合には別添様式を参考に情報を準備しておくこと。
5. 新型コロナウイルス感染症の療養期間の満了を待たずに早期退院することがあることから、退院後の受入体制を整えておくこと。

山梨県福祉保健部健康長寿推進課

介護サービス振興担当

電話 055-223-1455

介護基盤担当

電話 055-223-1451